

「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案」について（案）

第1 教育委員会の廃止

教育委員会を廃止し、教育委員会が処理している事務は、地方公共団体の長に移管する（現行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）は廃止する。）。

第2 教育監査委員会

1 教育監査委員会の設置

都道府県、市（特別区）町村及び教育事務を処理する地方公共団体の組合に、教育監査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員等

- (1) 委員の定数は、5人以上（町村にあっては3人以上）とし、条例で定める。委員のうち1人以上は、常勤とする。
- (2) 委員は、当該地方公共団体の議会においてこれを選挙する。委員には、保護者が含まれなければならない。
- (3) (1)・(2)のほか、委員の任期、兼職禁止、罷免、解職請求、失職、辞職、服務、委員長、議事運営等について、所要の規定を設ける。

3 委員会の職務

- (1) 委員会は、第1により地方公共団体の長に移管された事務の実施状況に関し必要な評価・監視を行い、当該地方公共団体の長に対し、その改善のために必要な勧告をする。
- (2) 委員会は、第1により地方公共団体の長に移管された事務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行う。

4 事務局

委員会に事務局を設け、委員会が事務局の職員を任命する。

第3 学校理事会

- (1) 地方公共団体の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）ごとに、学校理事会を設置する。
- (2) 学校理事会の構成員は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等とし、関係者の意向も考慮して、地方公共団体の長が任命する（小規模校においては、教育専門家等は含めなくてもよいこととする。）。この場合において、構成員の過半数は、保護者及び地域住民でなければならない。
- (3) 校長は、学校運営の基本方針、教育課程の編成、教職員の任用に関する意見の申出その他地方公共団体の規則で定める事項について、学校理事会の承認を得なければならない。
- (4) 学校理事会は、校長に対し、当該学校の運営について報告を求めることができる。
- (5) 学校理事会は、当該学校の運営に関する事項について、校長及び地方公共団体の長に対して、意見を述べるることができる。校長及び地方公共団体の長は、この意見を尊重するものとする。

第4 市町村立学校の職員の市町村長による任命

- (1) 公立の学校の職員の任命はすべてその地方公共団体の長が行うこととし、現行の地教行法の都道府県教育委員会による市町村立学校の職員の任命に関連する規定を廃止する。
- (2) 地方公共団体は、その設置する学校の職員の任用について、相互に連携協力するよう努めるものとする。

第5 文部科学大臣・都道府県による特別の関与の廃止

現行の地教行法の文部科学大臣・都道府県による市町村への指導等に関する規定を廃止する（文部科学大臣・都道府県の関与は地方自治法の原則どおりとする。）。

第6 施行期日等

施行期日は平成20年4月1日とし、施行に伴い必要な事項は別に法律で定める。